


所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則				
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正理由						
<p>引用する地方公務員災害補償法施行規則について、少年法の一部改正に伴い、送致及び収容が行われる少年法の根拠条文を追加する一部改正、認定基準となる対象疾病の表記の一部を改める改正に伴い、東大和市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する。</p>						
(2) 主な改正内容						
<p>① 第7条の2第2号中「又は」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。</p> <p>② 別表第1第8号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。</p>						
(3) 施行日						
公布日から施行する。						
(4) 影響及び効果						
東大和市非常勤職員の適正な公務災害補償が可能となる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
文書課による事前審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。